

福岡市公報

平成28年2月4日 第6276号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
規次—
則

ページ

- 福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例施行規則の一部改正(第8号) 1
- 福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部改正(第9号) 2

規

則

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年2月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第8号

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(昭和31年福岡市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用日)
- 2 この規則による改正後の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 この規則による改正前の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づいて平成27年12月10日に支給された期末手当は、改正後の規則の規定による期末手当の内払とみなす。

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年 2 月 4 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 9 号

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市特別職職員の期末手当に関する規則（昭和43年福岡市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用日）

2 この規則による改正後の福岡市特別職職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 3 条第 1 項の規定は、平成27年12月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

3 この規則による改正前の福岡市特別職職員の期末手当に関する規則の規定に基づいて平成27年12月10日に支給された期末手当は、改正後の規則の規定による期末手当の内払とみなす。